



第91号

発行所 一迫花山商工会 栗原市一迫真坂字高橋10番地 電話 (0228) 52-3300 http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者 佐藤倫治

令和5年度 通常総会の終了

去る5月26日、一迫花山商工会の令和5年度通常総会が一迫ふれあいホールで開催され、本人出席36名・委任状出席117名の合計153名の会員が出席されました。第1号議案では、花山支所の閉所に伴う定款の一部改正(案が承認され、第5号議案では、役員欠員に伴う補欠選任により、1名の新しい役員が選任されました。議長に津田信一氏(津田商店)が選任されました。



【佐藤倫治会長挨拶】 新型コロナウイルス感染症も5月8日より5類に移行するなど経済活動が活発になり、ゆるやかな持ち直しの兆しが見えてきているものの、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などによる物価高により、私たち中小・小規模事業者を取り巻く環境には大変厳しさが増している状況であります。

昨年年度は、「コロナ禍克服のための伴走型支援の強化」として、経営計画に基づく持続化補助金の活用支援など国・県・市などの支援策を活用した資金繰り相談や各種支援施策の周知徹底を



「組織・財政基盤の拡充強化と会員サービスの充実」の充実」

「組織・財政基盤の拡充強化と会員サービスの充実」の充実」



議長

令和5年度 重点事業

- ①ポストコロナを見据えた中小・小規模事業者への伴走型支援の強化
- ②中小・小規模事業者のリスクマネジメント支援の推進
- ③中小・小規模事業者の経営環境整備の推進
- ④中小・小規模事業者の販路開拓の支援と地域活性化の推進
- ⑤組織・財政基盤の拡充強化と会員サービスの充実

については、新規会員加入促進及び各種共済事業推進による手数料等の増加と自主財源の確保に努めて参りました。

一方、商工会職員の定数管理計画に基づき、「今後の商工会組織運営体制のあり方について」の検討を行い、「組織・財政・事業」の見直しについて評価・検証を行って参りました。

特に、令和2年度からコロナ感染症の臨時的な措置として、閉所状態にあった花山支所につきましては、今年度より職員1名の削減と支所会館維持管理費等の関係から理事会においてやむなく廃止することに決定いたしました。

会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このような状況下にあつて商工会は活動の原点に立ち返り、地域商工業の総合的な改善発達を図る「経済団体」として、身近な相談相手として当面する問題・課題の解決に努めると共に、今年度も「小規模事業者の持続的発展」に資するため、巡回訪問を徹底し、会員ニーズの把握や会員サービスに努めて参ります。

本年度も5項目の重点事業を掲げ、行政機関並びに関係機関と密接に連携しながら地域の活性化に努力して参りますので会員の皆様には、ご支援、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

提案された議案は次のとおりで、いずれも満場一致で承認可決されました。

- 第1号議案 一迫花山商工会定款の一部改正(案承認の件)
- 第2号議案 令和4年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件
- 第3号議案 令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
- 第4号議案 令和5年度借入金最高限度額及び借入金先承認の件

第5号議案 役員欠員に伴う補欠選任の件

尚、当日ご来賓として次の方々のご臨席されました。(敬称略)

▽菅原由美 栗原市長代理 栗原市商工観光部長 宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所長代理 副所長兼総務部長

▽白鳥成英

役員欠員に伴う 補欠選任の件

役員欠員に伴う補欠選任の結果、次の方が役員に就任されました。(敬称略)

理事 石森 孝(新任・一迫) 青年部長(石森電設)

花山支所を 閉所いたしました

花山支所につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急的な措置として、令和2年度より閉所状態にありましたが、この度県連合会で示されました商工会職員の定数管理計画に伴い、今後の商工会組織運営体制のあり方について、昨年度に組織・財政強化委員会等で検討を行い、令和4年度第4回理事会で審議され、職員数の削減や支所会館の維持管理等の問題もあり、令和5年度の通常総会の定款の一部改正の承認により正式に閉所することで決定されました。

令和4年度の商工会の 主な利用実績

巡回訪問による相談・指導 (会員一人当たり5.1回 205会員1,050回)

窓口による相談・指導 (会員一人当たり3.9回 201会員781回)

利用実績 延べ1,831回 (会員一人当たり8.9回)

- ◎金融 70回
 - ◎税務 212回
 - ◎労働 383回
 - ◎情報化 5回
 - ◎経営全般 703回
 - ◎事業所計画の策定支援 8回
 - ◎その他の相談 458回
 - ◎各種補助金申請支援 105件
- ・記帳機械化(ネットde記帳)利用...23会員
・労働保険の事務代行...212件 対象従業員 1,412人
・決算・申告指導...89会員(会員数の約36%の方が対象)
・健康診断費用の一部助成 健康診断の助成事業...受診従業員 404名
・金融の貸付実績...25件1億4千万円
・各種共済加入...646件
・HP、DMによる各種経営情報の提供...145回

受賞 おめでとう

一迫花山両地区内事業所に永年にわたり勤務され、企業の発展に貢献された優良従業員の皆様方に対し、関係機関より表彰状が授与されました。(敬称略)

- ▽全国商工会連合会長表彰
 - (優良従業員(勤続三十年以上)) 佐藤ふじ子 (アソソ工業(株)宮城工場) 内藤 潤
- ▽宮城県商工会連合会長表彰
 - (優良従業員(勤続二十年以上)) 小野寺 晃 (アソソ工業(株)宮城工場) 菅原 幸紀 (アソソ工業(株)宮城工場) 小田切 織 (アソソ工業(株)宮城工場) 二階堂めぐみ (アソソ工業(株)宮城工場) 佐藤 辰徳 (アソソ工業(株)宮城工場) 佐藤 安夫(株)宮城化成 (有)新妻合成製作所
- ▽一迫花山商工会長表彰
 - (優良従業員(勤続十年以上)) 菅原 秀房(株)山崎林業) 菅原 達士(株)宮城化成) 千葉 隆敬(株)宮城化成) 高橋 俊太 (アソソ工業(株)宮城工場)

令和5年度「経営計画作成セミナー」が開催されました。

去る4月24日(月)、一迫花山商工会が主催する「経営計画作成セミナー」を開催しました。講師には中小企業診断士の工藤弘之氏を迎え「施策活用の実現に向けて」をテーマに、小規模事業者持続化補助金を活用した経営計画作成のポイントや、経営分析の手法等についてご講義をいただきました。

「経営計画」とは、自らがこれからどういう経営を行っていくのかという将来像を明確にし、それを実現するための行動指針となるものです。経営計画を作成することで、国の「小規模事業者持続化補助金」等の補助金申請や、金融機関・取引先の与信にも繋がるといったさまざまなメリットがあり、「経営計画」は自らが儲けるための武器になります。

セミナー終了後には受講者を対象とした個別相談会も開催し、持続化補助金を活用した経営計画の事業内容や、実施スケジュール等について確認を行いました。



青年部コーナー

「絆」感謝運動を実施しました

6月9日(金)、青年部では「絆」感謝運動を実施し、あやめ園周辺の清掃奉仕活動として道路のごみ拾いを実施致しました。

この活動は「青年部と地域との絆」、「全国の青年部間の絆」に対し、再認識と感謝の機会を設けるとともに、今後もその「絆」をさらに強化していくことを目的として、平成24年度より全国



の商工会青年部員が同日一斉に様々な地域貢献事業を実施しております。

新会員紹介

◎合同会社
ゆきわたり

※令和5年6月30日現在会員数

代表者 若林 壮
業種 旅行業
地区 花山草木沢
248名(組織率84.6%)

女性部コーナー

女性部では令和5年3月26日にコロナウィルス感染症も落ち着いていることから、延び延びとなっていた日帰り親睦会を花山温泉「温湯山荘」で開催いたしました。久々の再会とあり参加いただいた部員のみなさまは満面の笑み。歌あり踊りありトークあり。と大変盛り上がりあつという間に時間が経過してしまいました。

女性部では人と人のつながりを大切にして、部員同士楽しく和気あいあい活動しておりますので、まだ女性部に未加入の女性のみなさま、ぜひご加入お待ちしております。まずは商工会事務局へご連絡お待ちしております。



「第29回商工会青年部主張発表大会」

6月15日(木)、角田市市民センター(かくだ田園ホール)で開催された第29回商工会青年部主張発表大会において、当会青年部員の狩野弘樹氏(有)もちっ小屋(でん)が栗原・登米ブロックの代表として出場致しました。県内ブロックを代表する5名の発表者の中では最年少かつ、発表順も最後という、大変プレッシャーがかかる状況での発表となりましたが、自身の青年部活動を通して得たことなどを地域



の現状を踏まえながら堂々と話され、素晴らしい発表となりました。県内各地より多くの青年部員が発表者の応援に駆け付け、その主張に心をうたれました。

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります!

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化^(※)されます!

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう!
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう!
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について詳しくは、以下の二次元コードか、「法務省 所有者不明」で検索!



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



Q 令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの? 今からできることは、あるの?

A 相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりませんが、それ以前の相続でも、不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。それぞれのケースに応じ、相続人(ご遺族)で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要です。相続登記を促進する税制上の措置(100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等)も、令和4年4月から、拡充されています

(新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています)



Q 相続登記の申請って大変じゃないの? どのような手続きをとればいいのか?

A 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、不動産の所在地の法務局(登記所)に申請して行います。手続きは、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合(相続人全員で話し合いをする場合)、③法定された割合による相続の場合(民法に定められた相続割合で相続する場合)など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

(法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください)



Q 相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいの?

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています(予約制)
(各法務局の案内はこちらに掲載しています)
- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています
詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から
- 専門家(司法書士・弁護士)に相談したい場合は、こちら
日本司法書士会連合会のホームページ(登記相続のご案内)
- 日本弁護士会連合会のホームページ(法律相続のご案内)



令和5年度事業 宮城県

中小企業者・小規模企業者の皆さん

最大250万円の経費補助で 業務をデジタル化するチャンス！

こんなお悩みありませんか？

- 手書きの帳簿作成、FAXや電話での発注業務が大変
- 生産管理システムを入れたけれど別行程は手入力が必要で大変
- 取り組みたいけど何から手を付けたらいいかわからない

それ、解決できるかもしれません！ 業務のデジタル化を手厚くサポートします

))) デジタル化について相談したい

デジタル化相談

プロのアドバイザーがあなたの会社を訪問して、デジタル化の説明や助言、経営課題の整理、導入したデジタルツールの活用方法についてアドバイスします ● 1回まで無料



))) デジタル化に取り組んでみたい

専門アドバイザー派遣

プロのアドバイザーがあなたの会社を訪問して業務のデジタル化の計画についてアドバイスします

● 最大5回まで無料

手法や費用の比較を一緒にしてみましょう。



必要経費の補助

デジタル化にかかる費用の一部を県が補助します

- 補助率 1/2以内
- 補助限度額 上限 250万円 下限 50万円

※事業費が100万円以上(税抜)の場合に、補助対象となります。

「宮城県中小企業等デジタル化支援事業補助金」 詳細は下記STEP1・2へ

STEP1 アドバイザーへの無料相談

専門アドバイザーと一緒に、デジタル化の手法や事業計画を検討します ※既に事業計画を定められている方はSTEP2から申し込めます

- 費用：無料(最大5回まで県が負担)※ ※経営課題の整理2回 ※相談の回数3回
- 相談の流れ
 - ① 相談内容・訪問希望日等を相談受付フォームに入力
 - ② 事務局からの連絡により訪問相談の日程を決定
 - ③ アドバイザーと一緒にデジタル化手法を検討して事業計画を策定
- 相談受付期間：令和5年5月31日～令和5年8月31日 ※応募多数の場合、期限前に受付を締め切る場合があります

申込みは県ホームページの相談受付フォームから (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukusi/r5digital-shien.html)

STEP2 補助金を申請・活用

デジタルサービスや機器を導入、業務効率化により生産性向上等につなげます

宮城県中小企業等デジタル化支援事業補助金

- 対象事業：(1) ITツール・デジタルサービスのシステム構築費、運用関連費 (2)(1)に必要な機器等整備費、専門家経費、その他経費※1
- 補助率：1/2以内※2
- 補助限度額：上限250万円 下限50万円 ※2 事業費が100万円以上(税抜)の場合、補助対象
- 申請書締切：第二次募集 令和5年9月1日から9月22日
- 採択予定数：第二次募集30者程度 ※「パートナーシップ構築宣言」を行った事業者は、審査時に加算措置を行います。
- 対象者：次の要件を全て満たす中小企業・小規模企業者 (1) 県内に本店を有し県内で営業を営む法人、又は県内に住所を置き県内で事業活動を行う個人事業主 (2) これまでの業務を効率化し、生産性向上等を目的にデジタル化に取り組む事業者 ※ 該当しても補助対象とならない場合があるためその他条件については必ず県HPをご確認ください
- 交付時期：実績報告書の提出後(県金額確定後、精算払い) 【事業例】販売・生産・在庫・会計管理システムはあるが取り纏めは手作業→一括管理システムで効率化・手書きで帳簿作成→会計ソフトとパソコンを新たに導入して効率化

問合せ先・事務局 (公財)みやぎ産業振興機構 TEL: 022-225-6639
宮城県担当課室 経済工商観光部中小企業支援室 TEL: 022-211-2745

栗原市より「電力・ガス・食料品等価格高騰支援制度」のお知らせ

中小企業者等への支援 中小企業等物価高騰対策応援支援金を給付します

申請は令和5年8月10日(木)までとなっております

中小企業等物価高騰対策応援支援金とは

下記の「対象となる方」に、交付対象経費の合計額に応じて支援金を給付するものです。

対象となる方は

次のすべてに該当する方

1. 市内に店舗、事業所等を有し、下記の対象となる事業を営んでいる中小企業者等の方(※複数の事業を行っている方は、前年の確定申告または市県民税申告書「収入金額等」の欄の「事業」「給与」「雑」記載の金額を比較して、最も金額が大きい収入を主たる事業とします。)
2. 令和5年6月1日までに操業している方
3. 令和5年1月から令和5年6月までのうち、連続する3か月間に支出した交付対象経費の合計が100千円以上の中小事業者等(※令和5年4月以降に新規開業した方も対象となります。この場合は、4月から6月までに支出した額を、3か月分に換算します。)

対象となる業種は

- ①建設業 ②製造業 ③電気、ガス、熱供給、水道業 ④情報通信業
⑤運輸業 ⑥卸売業、小売業 ⑦保険業 ⑧不動産業、物品賃貸業、
⑨学術研究、専門・技術サービス ⑩宿泊業、飲食サービス業 ⑪生活関連サービス業、娯楽業 ⑫教育、学習支援業 ⑬サービス業 (他に分類されないもの、廃棄物処理業・自動車整備業など)【日本標準産業分類表 参照】(※風俗営業、農林漁業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外)

交付対象経費は

ガス、電気、重油、軽油、灯油、ガソリンに係る令和5年1月から令和5年6月までのうち、連続する3か月間に支出した合計額

給付額は

交付対象経費の合計額	支給金額
①10万円以上100万円未満	5万円
②100万円以上200万円未満	10万円
③200万円以上300万円未満	20万円
④300万円以上	30万円

申請期間は

令和5年7月3日(月)から8月10日(木)まで

申請方法は

必要事項を記入の上、必要書類を添付して、市産業戦略課へ郵送してください。(※申請書類は、栗原市ウェブサイトからダウンロードするか、市産業戦略課または各商工会で配布します。)

申請先

〒987-2293 栗原市築館薬師1丁目7番1号
栗原市商工観光部 産業戦略課
電話番号 0228-22-1220

申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇交付対象経費を支出したことが分かる書類(※帳簿の写し等)
- ◇前年の確定申告書または市県民税申告書の写し
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

注1)交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイト等で確認できます。
注2)法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。
注3)申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、支援金の返還を求められることがあります。

小規模事業者 持続化補助金

*小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援

*免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援

- 通常枠.....●補助上限額：50万円 補助率：2/3
- 成長・分配強化枠(賃上げ・事業規模拡大の取組).....●補助上限額：200万円 補助率：2/3
- 新陳代謝枠(創業・後継候補者の新たな取組).....●補助上限額：200万円 補助率：2/3

*申請に際して補助率が異なる場合がございますので、詳しくはお近くの商工会へご相談下さい。

ものづくり・ 商業・サービス 補助金

*革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

*大幅は賃上げに取り組む場合は補助上限を引き上げ

*海外ブランディング費等を対象経費に追加し、海外展開を支援

- 通常枠.....●補助上限額：750万円～1,250万円 補助率：1/2
- 回復型賃上げ・雇用拡大枠.....●補助上限額：750万円～1,250万円 補助率：2/3
- グローバル市場開拓枠.....●補助上限額：3,000万円 補助率：1/2

また、■ グリーン枠、■ デジタル枠などの申請枠がございます。

*申請に際して従業員規模等により取り扱いが異なる場合がございますので、詳しくはお近くの商工会へご相談下さい。

IT導入 補助金

*業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援

*インボイス制度への対応を見据えたITツール導入支援のため一部補助下限を撤廃

- 通常枠(ITツール).....●補助金額：5万円～450万円 補助率：1/2
- デジタル化基盤導入枠(ITツール、PC・タブレット、レジ・券売機).....●補助上限額：350万円 補助率：1/2～3/4
- セキュリティ対策推進枠.....●補助上限額：100万円 補助率：1/2

事業承継・ 引継ぎ補助金

*事業承継・引継ぎに係る取組を支援

*一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援

- 経営革新事業(設備投資等).....●補助上限額：800万円 補助率：1/2～2/3
- 専門家活用事業(仲介・F A費用等).....●補助上限額：600万円 補助率：1/2～2/3
- 廃業・再チャレンジ事業(廃業費用等).....●補助上限額：150万円 補助率：1/2～2/3

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度 令和5年10月スタート



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続きを行う場合には、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター **0120-205-553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)
※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。
「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている 小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**

個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書
法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	2,000万円以内 (※1)
返済期間	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.07% (令和5年7月3日改定) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫 (国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

マル経融資3つの特長

- 1 担保不要！ 2 保証人不要！ 3 低金利！**

申込要件
①商工会の経営指導を受けていること (原則6か月以上)
②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
③商工業者 (最近1年以上事業を行っている事業者) ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

新型コロナウイルス対策マル経融資 (別枠) R5.9.30まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前5年間同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	1,000万円以内 (別枠)
返済期間	運転資金 10年以内 (据置3年以内) 設備資金 10年以内 (据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.17% 3年経過後 年1.07% (令和5年7月3日改定) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫 (国民生活事業)

(制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。)

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300

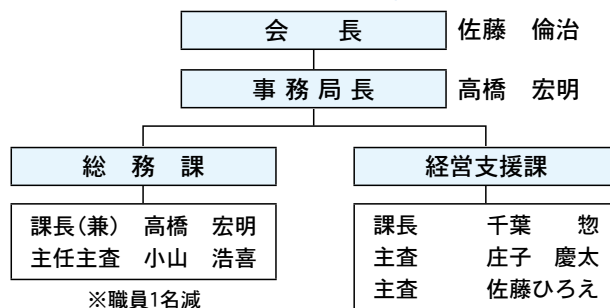
★ 金融相談日のお知らせ ★

- 相談日程 8月 3日(木)・24日(木)
9月 7日(木)・21日(木)
10月 12日(木)・26日(木)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場 所 一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

令和5年度一迫花山商工会事務局機構図

(令和5年4月1日付)



お世話になりました。
▼ 転出 (令和5年4月1日付)
主事・事務職員
菅原 徹也
(大崎商工会へ)

職員異動のお知らせ

商工会を活用しましょう

商工会は、企業に寄り添い、
地域企業の発展と地域活性化を目指します。



経営のこと、誰かに相談したい……。

経営全般

さまざまな面から経営をサポートしています

融資のことは相談できる？

金融相談・斡旋

無担保・無保証・低利の「マル経融資制度」などをご紹介します

税や経理ってすごく面倒……。

税務・経理

税務申告や経理もおまかせください

従業員や経営者のもしもの備えは？

労務・共済制度

福利厚生を整えて日々の事業・業務に安心を

地域を元気にするには？

地域振興・まちづくり

イベントやにぎわいのある商店街を目指して

商品やサービスをもっとPRしたい！

販路開拓支援・情報発信

販路拡大にチャレンジしませんか？

人脈づくりはできる？

青年部・女性部ほか

地域のネットワークが広がります

事業の発展に補助金を活用しよう！

補助事業のご案内

中小・小規模企業のための補助金を活用下さい

…… お気軽にご相談下さい ……